

秋田県下水道管路等包括管理業務委託（第３期）
入札公告

令和８年７月

秋田県建設部下水道マネジメント推進課

秋田県入札公告

次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 第 1 項の規定により、公告する。

本業務は、地方自治法施行令第 167 条の 10 の 2 の規定に基づき、価格の他に、価格以外の技術的な要素等（以下「技術力等」という。）を総合的に評価し、最も評価の高い入札者を落札者として決定する総合評価落札方式の適用事業である。

令和 8 年 7 月 31 日

秋田県知事 鈴木 健太

第 1 章 入札に付する事項

1 業務名称

秋田県下水道管路等包括管理業務委託（第 3 期）

2 業務目的

本業務は、秋田県と男鹿市、潟上市、三種町、五城目町、八郎潟町、井川町、大潟村（以下「関連市町村」という。）が所管する下水道管路施設等の維持管理に係る業務を 10 年契約で包括的に委託することにより、下水道管路施設等の機能維持・サービスレベルの向上及び効率的な維持管理の実現を目指すとともに、秋田県と関連市町村との包括的な官民連携事業の実施により、一体的な管理体制を構築し、下水道事業等の持続性を確保することを目的とする。

3 業務概要

更新支援型 レベル 3.5（管理・更新一体マネジメント方式）

4 業務場所

秋田湾・雄物川流域下水道（臨海処理区）の管路施設、男鹿市、潟上市、三種町、五城目町、八郎潟町、井川町、大潟村が所管している公共下水道及び集落排水の管路施設及びマンホール形式ポンプ場

5 業務期間

令和 9 年 4 月 1 日から令和 19 年 3 月 31 日までの 10 年間

6 予定価格

2,120,514,000 円（消費税及び地方消費税含む）

令和 9 年度	191,730,000 円（消費税及び地方消費税含む）
令和 10 年度	214,478,000 円（消費税及び地方消費税含む）
令和 11 年度	218,075,000 円（消費税及び地方消費税含む）
令和 12 年度	225,214,000 円（消費税及び地方消費税含む）
令和 13 年度	210,958,000 円（消費税及び地方消費税含む）

令和 1 4 年度	201, 608, 000 円 (消費税及び地方消費税含む)
令和 1 5 年度	226, 457, 000 円 (消費税及び地方消費税含む)
令和 1 6 年度	232, 969, 000 円 (消費税及び地方消費税含む)
令和 1 7 年度	217, 646, 000 円 (消費税及び地方消費税含む)
令和 1 8 年度	181, 379, 000 円 (消費税及び地方消費税含む)

第2章 入札参加資格に関する事項

1 入札参加者の構成

参加者の構成は次のとおりとする。

- ① 参加者は、複数の企業により構成される共同企業体とする。
- ② 共同企業体は、入札説明書等に含まれる「秋田県下水道管路等包括管理業務委託（第3期）共同企業体取扱要綱」に示す取扱いとする。

2 入札参加者の参加資格要件

（1）共同企業体に関する要件

- ① 共同企業体の代表者は、令和8年度秋田県建設業者等級格付名簿の「一般土木工事」又は「機械器具設置工事」のいずれかにおいて、A級で登載されていること。
- ② 更新計画案作成業務を担当する構成員（コンサルタント業者）は、秋田県建設コンサルタント業務等入札参加資格者名簿の「土木関係建設コンサルタント業務」における「下水道部門」に登載されていること。
- ③ 共同企業体の実績要件について、以下の両方を満たすこと。なお、実績の有効期間は設けない。

代表者の実績：元請として「同種業務ア」又は「同種業務イ」のいずれかの実績を有していること。

共同企業体全体（代表者及び構成員）の実績：各構成員（代表者を含む）の元請実績を合わせて、「同種業務ア」「同種業務イ」「同種業務ウ」の3つ全てを満たしていること。

【同種業務ア】下水道管路施設の点検又は調査業務

【同種業務イ】下水道又は集落排水のマンホール形式ポンプ場の保守点検業務

【同種業務ウ】下水道管路に関するストックマネジメント計画策定業務（元請に限る）

なお、同種業務ウに係る共同企業体での実績は、出資比率20%以上であることとする。

- ④ 管路施設維持管理業務及びマンホール形式ポンプ場維持管理業務を実施できる資機材を保有すること。
- ⑤ 参加表明書及び参加資格確認申請書等の提出時に、下水道法（昭和33年法律第79号）第22条第2項及び下水道法施行令（昭和34年政令第147号）第15条の3各号に定める資格を保有している者を現場代理人として配置できること。
- ⑥ 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者の資格を有する者を配置できること。
- ⑦ 浄化槽法（昭和58年法律第43号）第48条第1項及び秋田県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年秋田県条例第33号）に基づく秋田県浄化槽保守点検業者登録許可を受けていること。
- ⑧ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第14条第1項の規定に基づく産業廃棄物収集運搬業の許可（許可産廃物種類「汚泥」）を受けていること。
- ⑨ 更新計画案作成の配置予定技術者は、参加表明書及び参加資格確認申請書等の提出時に、技術士（次の①又は②のいずれか）の資格を有する者を本業務に配置できること。①上下水道部門（選択科目を「下水道」とするものに限る。）②総合技術監理部門（選択科目を「下水道」とするものに限る。）

(2) 共同企業体のすべての構成員に必要な条件

- ① 【代表者又は構成員（維持管理等担当）の要件】管路施設維持管理、マンホール形式ポンプ場保守点検、その他（統括管理）等の業務を担当する代表者又は構成員は、秋田県内に主たる営業所を有している者とする。
【構成員（更新計画案作成担当）の要件】更新計画案作成業務を担当する構成員は、建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）の下水道部門に登録されている者のうち、秋田県内に主たる営業所又は営業所を有する者とする。なお、県外企業の入札参加も可能とする。
- ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ③ 競争入札参加資格確認申請期限の日から落札決定の日までの間において、「秋田県建設工事入札参加者指名停止基準」に基づく指名停止又は「指名の基準に関する運用基準について」に基づく指名差し控えの措置を受けていないこと。
- ④ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立てがなされていない者（更生計画を認可された者を含む。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされていない者（再生計画を認可された者を含む）であること。
- ⑤ 秋田県税に滞納がない者であること及び社会保険に加入し、かつ社会保険料に滞納がない者（適用除外事業所を除く。）であること。
- ⑥ 秋田県暴力団排除条例（平成23年秋田県条例第29号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者に該当しないこと。
- ⑦ 本業務に係るアドバイザー業務の受注者及び業務協力関係にある者とア～ウのいずれかの資本関係又は人的関係がない者（以下同じ）であること。なお、本業務に係るアドバイザー業務の受注者及び業務協力関係にある者は、次のとおりである。
 - ・ E Y ストラテジー・アンド・コンサルティング株式会社
 - ・ 株式会社 N J S
 - ・ 弁護士法人関西法律特許事務所

ア 資本関係 次のいずれかに該当する場合

 - a 親会社（会社法第2条第4号及び会社法施行規則第3条の規定による。以下同じ）と子会社（会社法第2条第3号及び会社法施行規則第3条の規定による。以下同じ）の関係にある場合。
 - b 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合。
 - c 株式会社 O N E ・ A Q I T A に対して会社計算規則第二条第4号に規定する「財務及び事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる」場合。

イ 人的関係 次のいずれかに該当する場合

 - a 一方の会社の役員が他方の会社の役員を現に兼ねている場合。
 - b 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合。

ウ上記のア又はイと同視し得る関係があると認められる場合。
- ⑧ 落札者選定のために設置された学識者を含めた秋田県下水道管路等包括管理業務（第3期）総合評価審査委員会の委員が属する企業又は、当該企業と資本関係又は人的関係がない者であること。

⑨ 次のいずれかに該当する者は、本件入札に参加することができない。

1 株式会社ONE・AQITA

2 株式会社ONE・AQITAと資本関係、人的関係等を有している者。

第3章 入札に関する事項

1 選定方法

価格のほかに、価格以外の技術的な要素等を総合的に評価する総合評価落札方式による一般競争入札を実施する。

2 担当部署

秋田県建設部下水道マネジメント推進課
(連絡先)

〒010-8570 秋田県秋田市山王四丁目1番1号

電話番号 018-860-2461

電子メールアドレス gesuido@pref.akita.lg.jp

受付時間午前9時から午後5時まで(秋田県の休日を定める条例

(平成元年秋田県条例第29号)第1条第1項に規定する県の休日は除く)

3 入札手続き及び日程(予定)

時期	内容
令和8年7月31日(金)	入札説明書等の公表(入札公告)
令和8年8月26日(水)	入札説明書等に関する質問の受付締切
令和8年9月30日(水)	入札説明書等に関する質問への回答の公表
令和8年10月9日(金)	守秘義務に関する誓約書の提出の受付締切 参加表明書及び参加資格確認申請書等の提出の受付締切
令和8年10月23日(金)	参加資格確認結果の通知
令和8年12月4日(金)	入札書等及び提案審査書類の提出の受付締切
令和9年1月中旬	開札 提案内容の説明及び質疑応答
令和9年1月下旬	落札者の決定及び公表
令和9年2月中	契約の締結

4 入札説明書等の配布

令和8年7月31日(金)から令和8年12月3日(木)まで、県の公式ホームページ「美の国あきたネット」下水道マネジメント推進課ページ(<https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/96268>)への掲載により、入札説明書等を配布する。

5 契約事項を示す場所

4に同じ。

6 参加表明及び参加資格確認に関する手続き

入札参加者は、令和8年10月9日(金)午後5時まで、持参又は書留郵便等の発送の記録が残る方法により、様式集及び提案記載要領で定める参加表明書及び参加資格確認申請書等を、担当部署へ提出する。

7 入札書等及び提案審査書類の受付

令和8年11月27日（金）から令和8年12月4日（金）までの午前9時から午後5時まで、持参又は書留郵便等の発送の記録が残る方法により、様式集及び提案記載要領で定める入札書等及び提案審査書類を、担当部署へ提出する。なお、代理人が持参する場合、様式集及び提案記載要領で定める委任状もあわせて提出すること。

8 開札、提案内容の説明及び質疑応答

令和9年1月中旬、開札、提案内容の説明及び質疑応答を実施する。日時等の詳細は、入札書の提出者に対し個別に通知する。

9 入札に関する留意事項等

（1）入札の方法

落札者の決定に当たっては、提出された入札書の金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

（2）事業費内訳書の提出

入札参加者は、入札書に記載する入札金額に対応した事業費内訳書を添付して入札すること。

事業費内訳書が提出されない場合、当該者の入札を無効とする。また、事業費内訳書の内容に不備がある場合、原則として当該者の入札を無効とする。

（3）落札者の決定

入札書に記載された入札金額が予定価格に110分の100を乗じた価格を超えていない者のうち、総合評価値が最も高い者を落札者とする。なお、総合評価値が同点の場合は、くじ引きにより落札者を決定する。詳細は落札者決定基準による。

（4）入札の無効

次に掲げる入札は無効とする。

- ア 入札参加資格のない者又は虚偽の申請により入札参加資格を得た者の入札
- イ 落札者決定の日までの間に入札参加資格の要件を満たさなくなった者の入札
- ウ 入札保証金を納付しない者、その金額に不足のある者の入札
- エ 同一の入札において2以上の入札をした者の入札
- オ 同一の入札について2以上の入札者の代理人となった者の入札
- カ 談合その他不正行為により入札を行ったと認められる入札
- キ 入札書の記載事項が脱落し、若しくは不明瞭で判読できない入札、又は首標金額を訂正した入札
- ク 委任状を持参しない代理人のした入札
- ケ 記名押印を欠く入札（外国人又は外国法人にあつては、代表者又は代理人本人の署名をもって代えることができる。）
- コ 所定の期日までに到着しない郵便による入札

サ 事業費内訳書を提出しなかった者又は提出した事業費内訳書に不備のある者の
入札

シ 上記に定めるもののほか、指示した条件に違反すると認められる入札

(5) 入札保証金

秋田県財務規則（昭和39年秋田県規則第4号）第160条から第162条に規定するところによる。

(6) 契約の締結等

県は、入札説明書等に基づき、落札者と契約に関する協議を行い、令和9年2月中に契約を締結することを予定している。

契約手続きにおいては、入札条件の変更を伴う交渉は行わない。ただし、秋田県下水道管路等包括管理業務委託（第3期）契約書（案）の解釈について疑義が生じた場合には、契約締結までの間に、条文の意味を明確化するために文言の修正を行うことがあり、この場合、県と落札者は誠意をもって協議するものとする。

なお、落札者の決定から契約の締結までの期間において、落札者の事由により契約の締結に至らなかった場合、又は落札者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがあり著しく不相当であると認められるときには、当該落札者との契約締結は行わず、総合評価の上位の者から順に契約締結の協議を行うものとする。ただし、この場合は地方自治法施行令第167条の2第1項第9号の規定に基づく随意契約とし、地方自治法施行令第167条の2第3項の規定により、落札金額の制限内でこれを行う。

(7) 契約保証金

契約金額の10分の1以上の金額とする。なお、納付方法等については秋田県財務規則（昭和39年秋田県規則第4号）第177条から第179条に規定するところによる。

(8) 使用言語及び通貨等

入札参加に関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年5月20日法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

(9) その他

その他詳細は、入札説明書による。